様式第１（施行規則第４条関係）

事業規模届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
法　人　名
法人番号
代表者の氏名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１　デジタルプラットフォームの名称

２　デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名※２

３　デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地※２

４　該当する事業の区分
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令第１項の表第　　号

５　同表の下欄に規定する事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの※３

＜数値の取得方法に係る説明＞

＝＝＝＝＝＝
（記載上の注意）
１．■印を付した欄は、記載しないこと。
２．デジタルプラットフォームを共同して提供する場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。
３．(1)届出書を提出すべき日の属する年度の前年度の数値を記載すること。
(2)１億円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。
(3)当該数値を算出するに当たり、どのような方法により当該数値を取得したのか説明を付すこと。

様式第２（施行規則第12条関係）

定期報告書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
法　人　名
法人番号
代表者の氏名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　デジタルプラットフォームの名称

２　デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名※２

３　デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地※２

＝＝＝＝＝＝
（記載上の注意）
１．(1)■印の欄は、記載しないこと。◆印の欄は、任意で記載すること。
(2)特段の定めのない限り、報告書を提出すべき日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の数値又は内容を記載すること。
(3)数値を記載する場合にあっては、当該数値を算出するに当たり、どのような方法により当該数値を取得したのか説明を付すこと。当該数値を本邦通貨に換算する場合には、提出時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第７条第１項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によること。
２．デジタルプラットフォームを共同して提供する場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。